

# 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和8年5月  
水産庁

## 第1 今回の変更事項

変更事項1：「別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群」における漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る規定の追加

変更事項2：「別紙2-53 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

## 第2 今後のスケジュール

5月1日から5月30日まで：パブリックコメントの実施

6月上旬：水産政策審議会に諮問

6月下旬から7月上旬：官報掲載

## 【変更事項1】「別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群」における漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る規定の追加

### 1 変更の趣旨

- (1) まさば及びごまさば対馬暖流系群について、漁獲可能量の遵守のために抑制的に操業した結果として未利用となった漁獲可能量の有効活用のため、当該管理年度のまさば分の生物学的許容漁獲量の10%を上限として、当該管理年度における漁獲可能量の未利用分を翌管理年度に繰り越す規定を新たに設けることとする。

### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙1のとおり。

## 【変更事項2】「別紙2-53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

### 1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和7年9月から資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）第1の2の(5)の①に定めるステップ1（漁業者による漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和8年9月1日から、資源管理基本方針第1の2の(5)の②に定めるステップ2（ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙2-53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）」について、所要の変更を行う。

### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙2のとおり。

（以上）